

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公表番号】特表2013-501554(P2013-501554A)

【公表日】平成25年1月17日(2013.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-003

【出願番号】特願2012-524204(P2012-524204)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/32 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/32

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月30日(2013.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

キャップ10の内部スペース10aには第一のレセプタクル12が配列され、その中に予備針32又は予備針を含む箱を誘導することができる。第一のレセプタクルは、キャップ10の第一の端部、即ち、遠位端E1に位置する第一の端部、即ち、底部41、及び底部41からキャップ10の第二の端部、即ち、近位端E2に向かって伸びる距離をおいて第二の端部、即ち、近位端に位置する開口部42を有する。開口部42又はその上には、カバー36aを含んでなる開閉デバイス36が配列され、それは開位置及び閉位置の間を動くことができる。図1においては、カバー36aは閉位置にて示され、図2においては、カバー36aは開位置にて示されている。第一の閉鎖ユニットの開状態において、予備針は第一のレセプタクル12に導入することができ又はそこから除去され得る。開閉デバイス36は、使用者によってキャップ10の外側から操作される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

第一のレセプタクル12は、予備針32又は予備針を含む箱がレセプタクル12の中に所定の方向にのみ配向して収容できるように設計することができる。開口部42は、開口部14(図1～3)に向かって配向することができ、又はキャップ10の遠位端E1に配置することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

或いは、又はこれに加えて、キャップ10の内部に、少なくとも1つの使用済み針33を受け入れるための又は保管するための第二のレセプタクル13を備えることができる。レセプタクル12は、特に、第二のレセプタクル13の開口部53に配列される被覆デバ

イス34a、及びそれによって被覆デバイス34aが、開口部53が少なくとも部分的に閉じられている第一の位置と開口部53が開いている第二の位置との間を可動の、開閉デバイス34を含む。開口部53は、キャップ10の遠位端E1から近位端E2に向かって距離をおいて配列される、レセプタクル13の端部に位置する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

被覆デバイス34aは、使用済み針33を第二のレセプタクル13に導入することはできるが、使用者が被覆デバイス34aを経由して第二のレセプタクルから除去することはできないように設計される。図1に示される実施例に記載の被覆デバイス34aは、2つの開口部34b、34cを含み、そのそれぞれはカバー34d、34eによって閉じられ、その両者は、使用済み針33を使用者が押し込むことができるよう、そしてレセプタクル13に挿入された針33を使用者がそこから実質的に除去することができないように設計される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬製剤を遠位方向に投薬するための針、針を取り付けるためのフロント部及び針取り付け部(21)を含んでなる携帯用医薬品送達デバイス(1)用のキャップ(10)で、遠位端(E1)及び近位端(E2)を画成する軸方向(X1)を有し：

- 医薬品送達デバイス(1)のフロント部(2)を受け入れるためのキャップ(10)の第一の端部(E1)における開口部(14)；

- 医薬品送達デバイス(1)の針取り付け部(21)を受け入れるためのソケット(11)；

を含んでなるキャップ(10)であって、

- キャップ(10)の内部(10a)において、キャップ(10)の内部(10a)に少なくとも1つの針(32)を保管するように設計される少なくとも1つのレセプタクル(12)が形成され、ここで、レセプタクル(12)は、キャップ(10)の遠位端に位置する底部(41)、及び底部(41)からキャップ(10)の近位端(E1)に向かって伸びる距離をおいて位置する開口部(42)を有する；

ことを特徴とする、上記キャップ(10)。

【請求項2】

開閉デバイス(36)が第一のレセプタクル(12)の開口部(41)に配列され、閉鎖デバイス(36)は、開口部(41)が閉じられる第一の位置及び開口部(41)が開かれる第二の位置の間を可動のカバー(36a)を含んでなり、そしてその逆も含んでなり、閉鎖デバイスは、その閉位置にある場合は予備針(32)が第一のレセプタクル(12)内に保たれ、その開位置にある場合は予備針(32)が第一のレセプタクル(12)に挿入され得るか、又は第一のレセプタクル(12)から除去され得るように閉鎖デバイスが設計される、請求項1に記載のキャップ(10)。

【請求項3】

キャップ(10)の内部(10a)が、少なくとも1つの使用済み針(33)を保管するように設計されるレセプタクル(13)を含んでなり、レセプタクル(13)は、レセプタクル(13)の開口部(53)に配列された被覆デバイス(34a)、並びに開口部

(53)が少なくとも部分的に被覆される第一の位置及び開口部(53)が開かれる第二の位置の間を可動の開閉デバイス(34)を含んでなる、請求項1又は2に記載のキャップ(10)。

【請求項4】

第二のレセプタクル(13)の被覆デバイス(34a)が、使用者によって使用済み針(33)を第二のレセプタクル(13)の中に導入することはできるが、被覆デバイス(34a)を経由して第二のレセプタクル(13)から除去することはできないように設計される、請求項2に記載のキャップ(10)。

【請求項5】

第二のレセプタクル(13)が開口部(52)を含んでなり、その上に、使用者によって使用済み針(33)を押し込むことができるよう設計されるカバーが伸びる、請求項4に記載のキャップ。

【請求項6】

被覆デバイス(34a)が弾性材料で作られ、かつ開口部を含んでなり、その上に弾性カバーが伸び、開口部が使用済み針(33)を押し込むことができるスロットを含む、請求項5に記載のキャップ。

【請求項7】

被覆デバイス(34a)を含んでなるレセプタクル(12)が、キャップ(10)の第一の端部(E1)に配列された第一の端部(51)、及びキャップ(10)の第一の端部(E1)に向かう軸方向(X1)に沿って距離をおいて配列された第二の端部(52)を有し、被覆デバイス(34a)がキャップ(10)の第一の端部(E1)に配列される、請求項4～6のいずれか1項に記載のキャップ(10)。

【請求項8】

被覆デバイス(34a)を含んでなるレセプタクル(12)が、キャップ(10)の第一の端部(E1)に配列された第一の端部(51)、及びキャップ(10)の第一の端部(E1)に向かう軸方向(X1)に沿って距離をおいて配列された第二の端部(52)を有し、被覆デバイス(34a)がキャップ(10)の第二の端部(E2)に配列される、請求項4～6のいずれか1項に記載キャップ(10)。

【請求項9】

被覆デバイス(34a)を含んでなるレセプタクル(12)が、キャップ(10)の第一の端部(E1)に配列された第一の端部(51)、及びキャップ(10)の第一の端部(E1)に向かう軸方向(X1)に沿って距離をおいて配列される第二の端部(52)を有し、被覆デバイス(34a)が、キャップ(10)の被覆デバイス(34a)及び側壁(10a)を含んでなるレセプタクル(12)の部分の内部から伸びる側面開口部に配列される、請求項4～6のいずれか1項に記載キャップ(10)。

【請求項10】

被覆デバイス(34a)を含んでなるレセプタクル(12)が、キャップ(10)の第一の端部(E1)に配列された第一の端部(51)、及びキャップ(10)の第一の端部(E1)に向かう軸方向(X1)に沿って距離をおいて配列される第二の端部(52)を有し、被覆デバイス(34a)を含んでなるレセプタクル(12)が、開口部、及び開口部(53)に配列された開閉デバイス(34)を含んでなり、それにより被覆デバイス(34a)が、開口部(53)が少なくとも部分的に被覆される第一の位置及び開口部(53)が開かれる第二の位置の間を可動である、請求項4～9のいずれか1項に記載キャップ(10)。

【請求項11】

開閉デバイス(34)が配列される開口部(53)が、レセプタクル(13)の第一の端部(51)に位置する、請求項10に記載のキャップ(10)。

【請求項12】

開閉デバイス(34)が配列される開口部(53)が、レセプタクル(13)の第二の端部(52)に位置し、開閉デバイス(34)が被覆デバイス(34a)を含んでなり、

そして開閉デバイス（34）が、被覆デバイス（34a）が開位置及び閉位置の間を動き得るように設計される、請求項11に記載のキャップ（10）。

【請求項13】

開閉デバイス（34）が配列される開口部（53）がキャップ（10）の側面開口部に位置し、側面開口部がキャップ（10）の被覆デバイス（34a）及び側壁（10a）を含んでなるレセプタクル（12）の部分の内部から伸びる、請求項12に記載のキャップ（10）。

【請求項14】

キャップ（10）がロック・デバイス（70）を含み、それが開閉デバイス（34）をロックするためのロック状態及び開閉デバイス（34）を開けるための開放状態の間を可動である、請求項10～13のいずれか1項に記載のキャップ。

【請求項15】

針をハウジング（2）上に取り付けるための針取り付け部（3）、及び針取り付け部（21）に取り付けられた場合、針（31）を経由して送達すべき薬剤を保管するためのレセプタクル（4）を有するハウジング（2）を含んでなる医薬品送達デバイス（1）であって、針取り付け部（3）が請求項1～14のいずれか1項に記載のキャップによって被覆され得ることを特徴とする、上記医薬品送達デバイス（1）。